

船舶インシデント調査報告書

令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和5年12月9日 09時30分ごろ
発生場所	香川県高松市稲毛島 <sup>いなぎ</sup> 東北東方沖 稲毛島灯台から真方位053° 520m付近 (概位 北緯34° 24.8′ 東経134° 08.5′)
インシデントの概要	プレジャーボートたまもは、漂泊中、のり養殖施設のアンカーロープがプロペラに絡索し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年1月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート たまも、0.9トン
船舶番号、船舶所有者等	280-46198香川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 東流約1.2ノット
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、高松市高松漁港を出航し、稲毛島北方沖に設置されたのり養殖施設（以下「本件施設」という。）の東方の海域で、西方に潮上りを繰り返しながら船首を東方に向け、機関を中立運転として漂泊し、流し釣りを行っていた。</p> <p>船長は、船体中央部の操縦席に腰を掛けて釣りを行っていたところ、魚が掛かり、船首部に移動して船尾方（西方）を向き、掛かった魚を釣り上げていたが、知人から本件施設に接近していることを知らされた。</p> <p>船長は、本件施設が本船の船首端にほぼ接した状態であることを認めて急いで操縦席に戻り、機関を後進にかけたところ、本件施設のアンカーロープがプロペラに絡索した。</p> <p>船長は、118番通報し、海上保安庁から連絡を受けた本件施設の所有者によって本件施設のアンカーロープを切断され、本船は、本件施設から離れ、高松漁港に戻った。</p> <p>船長は、圧流される東方に本件施設があることを知っていたものの、魚を釣り上げることに集中してしまい、本件施設に向かって圧流されていることを失念していた。</p>
分析	本船は、漂泊中、船長が、魚を釣り上げることに集中していたことから、本件施設に向かって圧流されていることを失念し、本件施設へ

	<p>の接近に気付いて機関を後進に入れた際、本件施設のアンカーロープがプロペラに絡索し、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、漂流中、船長が、魚を釣り上げることに集中していたため、本件施設に向かって圧流されていることを失念し、本件施設への接近に気付いて機関を後進に入れた際、本件施設のアンカーロープがプロペラに絡索したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、漂流する場合、特定の作業のみに集中することなく、障害物に近づかないよう、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・ 船長は、圧流されながら漂流する場合、圧流方向に障害物がないところで漂流することが望ましい。</li> </ul>